

指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社 まほろば
代表者氏名	代表取締役 喜如嘉 千枝美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県中頭郡北谷町字吉原790-15 (連絡先) 098-989-0838 (FAX番号) 098-989-0866
法人設立年月日	平成17年9月13日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランステーション まほろば
介護保険指定事業者番号	4772400083
事業所所在地	沖縄県中頭郡北谷町字吉原790-15
連絡先 相談担当者名	(電話) 098-989-0838 (FAX) 098-989-0866 (相談担当者氏名) 真喜屋 力
事業所の通常の 事業の実施地域	北谷町 沖縄市 北中城村

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日営業
営業時間	午前9時から午後6時

(4) 事業所の職員体制

管理者	真喜屋 力
-----	-------

職	職務内容	人員数
専門介護支援員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10860円	居宅介護支援費Ⅰ 14110円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5440円	居宅介護支援費Ⅱ 7040円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3260円	居宅介護支援費Ⅲ 4220円

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3~5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10860円	居宅介護支援費Ⅰ 14110円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5270円	居宅介護支援費Ⅱ 6830円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3160円	居宅介護支援費Ⅲ 4100円

要介護度による区分なし	加 算	加算額	内 容・回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2500円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2000円	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行った場合。
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6000円	(Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6000円	(Ⅱ)イ 連携2回以上
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7500円	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅲ)	9000円	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	通院時情報連携加算	500円	1月につき
	特定事業所加算(Ⅰ)	5190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	特定事業所加算(Ⅱ)	4210円	
	特定事業所加算(Ⅲ)	3230円	
	特定事業所加算(A)	1140円	
	特定事業所医療介護連携加算	1250円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

	ターミナルケアマネジメント加算	4000円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出してください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	真喜屋 力
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制
- (2) 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び郡上を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 ケアプランステーション まほろば	所在地 北谷町字吉原 790 - 15 電話番号 098 - 989 - 0838 受付時間 午前 9 時から午後 6 時
沖縄県介護保険広域連合 指導係	所在地 沖縄県中頭郡読谷村字比謝矼 55 番地 (2F) 電話番号 098 - 911 - 7502 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
北谷町役場 福祉課	所在地 沖縄県中頭郡字桑江 226 番地 電話番号 098 - 936 - 1234 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
沖縄市役所 介護保険課	所在地 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番地 1 号 電話番号 098 - 939 - 1212 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
北中城村役場 高齢者福祉係	所在地 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2 電話番号 098 - 935 - 2233 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理相談窓口	所在地 沖縄県那覇市西 3 丁目 14 番 18 号 電話番号 098-860-9026 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

事業者	所 在 地	沖縄県中頭郡北谷町字吉原 790-15
	法 人 名	有限会社 まほろば
	代 表 者 名	喜如嘉 千枝美
	事 業 所 名	ケアプランステーション まほろば
	説明者氏名	真喜屋 力

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意し交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

家族	住 所	
	氏 名	

(別 紙1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者や保健医療サービス、福祉サービス、地域住民による自発的活動等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び家族に対し、①利用者及び家族は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるること、②利用者及び家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める求めることができます。
 - カ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき説明を行います。
 - キ 居宅サービス計画作成時や利用者の状態等に変化があり居宅サービス計画の変更が必要な時、又提供されているサービスが計画通りの効果を果たしていないと考えられるとき等に、介護支援専門員を中心に利用者及びご家族、サービス事業者等を集めサービス担当者会議を開きます。
- サービス担当者会議では利用者の生活全体及び課題を共通理解するとともに、サービス事業者等と情報を共有し目標に沿って役割を理解することや居宅サービス計画についてサービス事業所等から専門的な意見を求め、妥当性について検討する等を目的として開催します。
- サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅や当事業所内の会議室、その他必要と認められる場所において開催します。また、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下テレビ電話装置等といいます）を活用しておこなうこともできるが、利用者又はその家族（以下当該家族等といいます）が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該家族等の同意を得て行います。

- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をしています。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 緊急時の対応

居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した時、速やかにご家族、主治医等に連絡し、必要な措置を講じます。

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的に実施します。

- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 卫生管理等

事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

